

## 令和2年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和2年4月28日（火） 午後2時00分から午後4時45分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 西村 文一 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	教育部長 平尾 忠浩 次長（管理・社会教育担当） 山本 英司 教育総務課長 谷 綾子 学校教育課参事 松村 隆雅 社会教育スポーツ課長 杉本 茂夫 教育総務課長補佐 前田 正 理事員 平井 茂治
書記	学校教育課長補佐 白井 淳子

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和2年第4回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認
- (2) 令和2年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
- (2) 教育委員会事務局組織体制について
- (3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
- (5) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第41号 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について
- (2) 議案第42号 甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (3) 議案第43号 甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について
- (4) 議案第44号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第6号 甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)
- (5) 議案第45号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第10号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について)
- (6) 議案第46号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第11号 甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について)
- (7) 議案第47号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第7号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱)

又は解任について)

- (8) 議案第48号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第12号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)
- (9) 議案第49号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第8号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について)
- (10) 議案第50号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第13号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について)
- (11) 議案第51号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第14号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)
- (12) 議案第52号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第9号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)
- (13) 議案第53号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第15号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について)
- (14) 議案第54号 令和2年第2回甲賀市議会臨時会(5月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

#### 4. その他、連絡事項など

- (1) 令和2年第7回(5月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和2年第4回甲賀市教育委員会委員協議会について

#### ◎教育委員会会議

[開会 午後2時00分]

管理・社会教育担当次長 改めまして、こんにちは。私、この4月の人事異動で管理・社会教育担当の次長を拝命しました山本と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日は何かとご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。教育委員会におきましては、奥田理事をはじめ学校教育担当の乾次長なり、全ての課長が揃いまして開催するのが通常でございましたけれども、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で三密を避けるため、本日は出席者数を絞ることを主眼といたしまして、このような形態の会議形式にさせていただきたいと考えています。ご了承をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、令和2年第6回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

管理・社会教育担当次長 ありがとうございます。ご着席ください。それでは、西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 皆さん、こんにちは。花の季節は、桜から山躑躅・ハナミズキへと移り変わり、例年なら大型連休前の陽光溢れる百花繚乱の好季節ですが、今年は新型コロナウイルス感染拡大による健康・生活への不安、また、さまざまな自粛・制限・閉鎖・中止などの措置に伴う閉塞感・疲弊感が世界中を覆い、鬱々とした日々を過ごしているところであります。先ほど次長が申しましたけれども、感染拡大防止のため、今日の会議がこのような形になっていることをどうかご理解いただきたいと思います。

さて、教育委員の皆様とは4月1日の新規採用教職員辞令交付式・転入教職員着任激励式の後で懇談をさせていただく機会がございましたが、第6回教育委員会定例会の開催にあたり、改めてご挨拶をさせていただきます。

3月議会において議会の同意をいただき、4月1日に市長より任命書を受けて教育長に就任し、まもなく1箇月が過ぎようとしています。

2年前に水口中学校を最後に定年退職いたしました。振り返れば学校教育課には、甲賀市誕生半年後の平成17年から4年間課長補佐として、また土山中学校長の後、平成23年度から3年間は課長として勤務をさせていただきました。かつてお世話になった市職員の方々が現在各部局の幹部として会議で同席することも多く、心強い限りです。その頃のことを思い出しつつ、また、当時仕えました宮木教育長、國松教育長、山本教育長、そして前任の山下教育長のお姿を追いながら、日々職務に取り組んでいるところでございます。

さて本市には、美しい自然、誇るべき歴史文化遺産と伝統産業、人と人の強い絆、地域における豊かな文化と積極的なスポーツ活動、さらには保護者や地域の皆様の温かい支援など、教育を支えていただく強い基盤があります。これらの教育環境を生かしながら、本市の次代を担う人づくりに邁進していきたいと存じます。

一方、学校教育の現状に目を向けると、学力向上、いじめや不登校をなくすこと、特別支援教育や外国人児童生徒教育の充実、安全・安心確保の徹底、学校施設の整備・学校規模の適正化など、取り組むべき課題も数多くあります。

現在は学校休業中のため、様々な課題が見えにくくなっていますが、決してなくなったり、解決したりした訳ではありません。コロナウイルス感染症収束後、学校再開後を見据えながら、現状と課題を的確に把握し、取組を進めてまいります。「人間は教育を通してのみ人間となる」という、ある哲学者の言葉があります。生まれてくれば、犬は犬らしく吠え、鳩は鳩らしく飛び、鯉は鯉らしく泳ぐことが出来ますが、人間が人間らしく生きるためには、生涯に亘る学びと教育が必要です。「町が人を育て、育った人が町を発展させる」そのような甲賀市にしていきたいと考えております。そのために、教育委員会が所管しております、学校教育、社会教育、スポーツ、歴史文化財などのそれぞれの分野について、これまでの歩みをしっかりと踏まえ、さらに発展させ、市民の皆様の思いや願いに応えられる教育行政を進めていかねばなりません。

冒頭でも触れましたが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大によって、私たちの生活のあらゆる場面で、かつて経験をしたことがないような甚大な影響と被害が拡大しています。学校の臨時休業、その延長や再延長、文化・スポーツ施設等の閉鎖・閉館、会議や会合、イベントの延期や中止など、教育委員会が所管する各分野においても、様々な対応が求められています。このように、日々一層厳しさが増す、前例のない、出口の見えない困難な状況や環境ですが、これからも市民の皆さんの声を聞き、国や県などの上部機関や関係機関、縦と横の緊密な連携を図りながら、最も適切と思われる対応を、迅速に進めてまいります。

以上述べました職務遂行のあらゆる場面において、私は「誠実」という言葉を大切にし、また、教育委員会事務局の職員に対してもこのことを指導していきたいと思います。自分に「誠実」、相手に「誠実」、ルールや法律に「誠実」、仕事に「誠実」など、「誠実」の対象は様々ですが、何事に対しても「誠実」に備え、「誠実」に行い、「誠実」に振り返る。この繰り返しが本市の教育行政の「責任」を果たし、「信頼」を得ることに繋がることと確信をしています。

松山教育長職務代理者様をはじめ、教育委員の皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに、今年度最初となります本日の定例会において、委員の皆様から忌憚のないご意見を多数賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

教育長 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和2年第4回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認について、（2）令和2年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1並びに資料2につきましては、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）令和2年第

4回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認について、並びに（2）令和2年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認は原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）4月教育長教育行政報告についてです。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、毎年年度当初に開催される近畿都市教育長協議会定期総会、教育委員の皆さんの出席もお願いしていましたが、県教育委員会重点施策説明会など、計画されていたほとんどの会合や会議、イベント等が延期・中止となりました。そのような状況でありましたが、資料3に基づき、以下の4件について報告いたします。

まず1件目は、4月1日（水）、新規採用教職員辞令交付式ならびに転入教職員着任激励式についてです。教育委員の皆さんにもご臨席いただき、ありがとうございました。今年度は27名が甲賀市を初任地に新規採用教職員としてスタートし、また、市外からの転入者、県の関係機関での勤務や大学での研修を終えた経験豊かな教職員24名を迎えることとなりました。私からは、「コンフォートゾーン・居心地の良い場所から自ら抜け出し、新しい分野や未知の世界に積極的に挑戦して欲しい」との旨の訓示をいたしました。

2件目は、4月6日（月）、滋賀県茶業会議所さんからの粉茶贈呈についてです。お茶の生産者団体などをつくる「県茶業会議所」から、岩永峯一会頭と和田龍夫事務局長にお越しいただき、市特産の粉茶40キロを教育委員会に贈呈いただきました。抗菌作用などがあるとされる8種類のカテキンを含んだ原料茶で、市内小学校全21校に配り、飲んだり、うがい用に使ったりさせていただきます。私からは、「児童の健康・安全を守るために活用させていただくとともに、お茶栽培という市の伝統産業の良さにも気付かせる機会にしたい」と謝辞を述べました。この件は新聞記事として取り上げられたところです。

3件目は、本日午前にありました水口ロータリークラブさんからの

図書カードの贈呈についてです。これまでからも、水口ロータリークラブさんより、市内6中学校に、図書カードの贈呈をしていただいておりますが、村木郁夫会長様をはじめ6名の方に来庁いただき、市長応接室にて、市長とともに受け取らせていただきました。読書は知識や言葉の習得だけでなく、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。市内中学校生徒の読書活動推進に活用をさせていただきます。

最後になりますが、4件目は4月3日（金）から4月26日（日）の間に、合計7回開催された、新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてです。この会議は2月3日（月）に初回が開催されて以来、昨年度中に計7回開催されました。今年度に入ってから、感染状況の拡大による事態の深刻化、とりわけ甲賀市内での感染者の確認や国による緊急事態宣言などを踏まえて、スピード感をもって状況に対応することを第一に、市長を本部長として各部長級以上の職員と危機管理担当者が集まり、市としての対応策を、協議・決定してきました。内容の詳細については、報告（4）にて説明をいたしますが、収束の見通しがなかなか立たない中、今後も継続して会議が開催され、協議・対応を続ける必要があることが予想されます。

以上、4月の教育長教育行政報告とさせていただきます。

教育長                    それではただ今の（1）4月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員                今回の報告の中から3点、お伺いします。1つ目は4月13日の県教育委員会重点施策説明会が中止となりましたが、県の方針や施策をどれだけ活かせるか難しいですが、非常に大きな意味を持っています。どのように教えていただけるのでしょうか。2つ目は、本部会議の構成メンバーをこの前もお聞きしたところですが、本部会議を受けて、決定事項等を各学校へおろされる時、どのような組織で協議をされるのか教えてください。3つ目は、3回にわたって臨時学校経営等協議



会、第1回学校経営等協議会、第1回校務運営等協議会が開催されていますが、これは校長会と考えればよろしいですか。

教育長 校務運営等協議会は、教頭会です。

野口委員 緊急事態宣言を受けた緊急対策がありますけれども、学校の立場からのいろいろな意見や思いがあろうかと思いますが、学校側の意見によって変えざるを得ないことなど、どのように対応されていますか。

教育長 1点目の13日に予定されていましたが、県教育委員会重点施策説明会の概要については、教育総務課長、連絡はありますか。

教育総務課長 本日、お渡しいたしました資料の中に含まれておりますので、ご確認いただければと思います。

教育長 2点目の対策本部会での決定事項をどのように伝えるかということではありますが、部長を中心に教育委員会内の各課長が情報共有し、課員へ伝達いたします。学校へお願いすることについては学校教育課を通じて、各校長に連絡します。ここまで出来るという各学校の状況がございしますが、学校独自のやり方でお願ひしますと学校ごとの対応に差が出てきます。このような緊急事態ですので、市の対策本部会議の決定を受けて、市長メッセージを忠実に伝えるよう進めております。実際、学校規模や地域によって出来るものが違ってきますが、市で統一したお願いをしているところでございます。

他にご質問等ございませぬでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(1)4月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2)教育委員会事務局組織体制について、資料4を基に報告を求めます。

管理・社会教育担当次長 それでは、(2)教育委員会事務局組織体制について、資料4に基づきご報告いたします。A3の資料をご覧いただきたいと思ひます。令和2年4月1日現在の組織体制でございします。ご覧のとおり教育長のもと、部長、理事、次長、理事員、各課という組織体制でございします。昨年度との違いにつきまして、まず1点目は、教育総

務課の学校給食係の下に給食センターがございますけれども、ご存じのとおり西部学校給食センターが完成し、4月1日から供用開始となっておりますので、従来の水口と信楽の両学校給食センターが西部学校給食センターに統合されたところでございます。2点目は、社会教育スポーツ課の国スポ・障スポ推進室についてです。位置づけ等は変わっていませんが名称が今年度から変わりました。3点目は、下段の4課2室2所13係については変更ございませんが、83機関については統合のため給食センターが1つ減ったので、84機関から83機関に変更となりました。

以上、教育委員会事務局組織体制についての、説明とさせていただきます。

教育長 　ただ今、(2) 教育委員会事務局組織体制について報告を受けました。ご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　それでは、(2) 教育委員会事務局組織体制については、報告事項として終わらせていただきます。

　続きまして、(3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料5を基に報告を求めます。

教育総務課長 　(3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料5に基づき、報告いたします。

　再編検討協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響もございました開催をいたしておりません。

　二つ目といたしまして、実施計画検討協議会につきましては、第10回伴谷幼稚園・伴谷保育園統合認定子ども園実施計画検討協議会が令和2年3月30日（月）19時から19時45分の間で開催されました。場所は、水口交流センターです。出席者は、委員13名と事務局職員です。議事概要は、会議の概要報告について、保護者負担金について、整備についてでありました。その他、傍聴・報道機関はございませんでした。今後の予定も未定です。

　以上、甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告につい

での報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、(3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について説明を受けましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、ただ今の(3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について資料6を基に報告を求めます。

教育部長

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、資料6に基づき、報告いたします。

冒頭教育長からも報告がありましたが、市が設置をしています本部会議において新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、決定されました。その時々には教育委員の皆さんには、大変失礼ですが、決定した事項について、ラインでお送りさせていただいているところです。すでにお送りしています資料も含んでおります。10枚くらいめくっていただきますと、5月31日までの延長期間についても資料があります。冒頭から順次これまでの経緯を説明させていただきたいと思っております。

当初、甲賀市内で感染者が発生したことで、4月6日時点で4月8日から4月19日まで休業することを本部会議で決定したところがございます。その後ですが、4月7日に国が緊急事態宣言を発出されたことと、4月16日時点で対象区域が全国の都道府県に拡大されたことを受けて、4月20日から5月6日までを再度延長したところがございます。臨時休業中の対応になりますが、市内小中学校入学式につきましては、4月9日に参列者を限定しながら屋外で実施をしたところです。校長先生や保護者の皆さんからは、天気も良く、記憶に残るような入学式になったと聞いております。結果としては良い入学式であったと思っております。

2つ目の子どもの居場所づくりの取組につきましては、3月以降の休業期間中、全小学校で特別な支援を要する児童や、やむを得ない事

情のある家庭の児童を受け入れております。3月中は最大159人でした。4月以降は最大205人で、現時点では180人前後で推移している状況であります。

2回目の4月20日からの再延長に際して、全中学校で特別な支援を要する生徒の受け入れを新たに始めたところです。藤田委員もおられますが、放課後デイサービスは、本来ですと中学生は対象ではないのですが、一部の特別支援が必要な中学生については家庭で見ることに限界があるというご意見もいただきました。そうしたことも踏まえまして、特別な支援を要する中学生につきましては、受け入れをしていこうというところですが、現時点では、実績はございません。

3番目の児童生徒の健康状態の確認及び学習保障についてですが、再延長となった時の決定事項で、児童生徒の健康状態の確認につきましては、後でも説明申し上げますが、始業式が行われなかったことがございます。当初は、4月20日以降に始業式をする予定でしたが、それも出来ない状況になりましたので、課題のプリントや時間割表などを、保護者に渡しました。その時に、ビニール製でチャック式になっております連絡袋が学校として必要という意見がございましたので、小中学校の児童生徒に2袋ずつ、市で購入し配布いたします。

4番目の中学校の部活動は中止としています。

続きまして、市立小中学校休業延長等についてでございます。これは第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料でございます。

先ほど言いました4月20日から再延長した時の資料ですが、この時点では中段以降、全児童生徒を分散登校させて教科書等を配布することで始業式に変わるものと考えておりましたが、三つの密を避けるという議論が本部会議でありました。始業式のような集合体を作らないよう、小学校については児童と保護者と一緒に来ていただいて、4月19日に行うことを決定しました。中学校につきましては、4月20日に生徒のみが登校をして担任教諭から配布と説明を行うことを決定しました。その裏面になりますが、内容については、体育館で受付

をし、所要時間は10分、学習計画書や健康チェック表をそれぞれ作っていただいて、教科書やドリル、課題をお渡しする仕組みを考えておりました。休業期間中も分散登校の登校日を設けて、学校で渡した課題が出来ているか出来ていないか、それぞれの学校で対応することになっていたのが4月14日時点です。そこから、実は4月17日、先ほどもございましたが4月16日時点で、全国に緊急事態宣言の対象地域が広がったことを受けて、再度、児童生徒を登校させることが出来るのかという議論が本部会議でありました。最終中段以降説明させていただきますと、小学校が4月19日に実施することは変わりませんが、児童を登校させることはリスクがあり、健康第一ということで、児童の安全を確保するために、保護者だけ登校していただき、先ほど言いましたものを配付させていただくことになりました。中学校につきましては、保護者の方に来ていただいて生徒は登校させないことを考えました。当初、4月20日に実施する予定でしたが、日曜日から渡した方が保護者の方に来ていただきやすいと中学校側から前向きなご意見をいただきましたので、19日から数日間で実施しました。お渡しするものは変わらないのですが、保護者をお願いすることを決めたのは、この4月17日の資料になります。

ページめくっていただきまして、同じような形ですが、体育館の入り口で、いわゆるドライブスルー方式という形をとらせていただいて、所要時間は5分程度、配布物は同じようなものです。各家庭のIT環境の整備状況にかかる調査票を追加で配布しました。こちらは、市長部局にありますICT推進室と協議をしております。今後、家庭での遠隔授業を実施するにしても、各家庭のIT環境をどのように整備されているかを把握しないといけないので、調査をしている最中がございます。例えばWi-Fiがあるかないか、パソコンがあるかないか、タブレットがあるかないかも含めて調査し、ゴールデンウィーク明けには、学校ごとに集計をしていただきます。その結果を受けて今後市としてどのような対応が必要かを考えていきたいと思っております。Wi-Fi環境を整備するためにどれくらいの費用が掛かるのか、

タブレットを貸し出すのか、購入して渡すのかも含めて検討材料になってくると考えています。

2番目ですが、休業期間中の児童・生徒の健康状態の確認及び学習保障については、分散登校を考えておりましたが、中止することとしました。健康状態の確認や課題については家庭訪問を基本としながらも、家庭訪問をすること自体を望まれない家庭もございますので、ポストインや電話での確認も出来ますので対応していきたいと思っております。この時点では休業期間に変更はございません。

4番についても同じような形です。

次に、市立小中学校の休業期間中の延長等について、4月26日の第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料で、現在の決定事項になります。国の緊急事態宣言の対象区域が拡大されたことを受けてですが、まだ感染拡大が収まらない、県内市町の状況からも4月26日時点で、本部会議を開催して休業を延長することを決定いたしました。これにつきましては、保護者の皆さんの学力についての不安が相当大きいことを踏まえまして、小中学校ともに教員の家庭訪問等によりまして、児童や生徒の健康と課題の確認を行うことで学習支援をしていきます。今後、市が準備する予定の児童・生徒の学力向上ドリルと既に学校毎に配布済の教材ドリル、さらに学校毎に作成したプリントを家庭訪問時に配布して、家庭学習を課すことで、学習支援を行います。この後、議案でも出てきますが、甲賀市議会臨時会に約1,500万円の予算要求を行い、ドリルを購入し、小学校は国語や算数、中学校であれば国語、数学、英語の教材を市が新たな取組として提供させていただいて、学習支援を行います。休業期間中の家庭訪問等につきましては、基本的には週に1回程度、学校の規模によって変わってきます。課題を配布して、2回目の時には課題の回収をして、新たな課題を配布します。こうして反復することによる徹底した学習指導を行います。保護者によっては、学級担任と面談をしたいと申し出をされる場合もありますので、学校に相談をいただいた上で、面談も行っていきたいと考えています。

また、これまでの取組を継続させる中での学習計画表及び健康チェック表の確認も考えています。

それと、学習支援として「とびだせ！わくわく学習室」という番組があいコムこうかで放映されています。5月11日頃から既に作成しています学習動画を再構築した内容を放送します。内容については、市のホームページ等で周知していきたいと考えています。また、8月末までの計画で、1学期に学習する内容を網羅した新たな動画の配信を進めていきます。これはインターネットによる動画発信を行い、5月25日から8月下旬までの計7回の放映になろうかと思っております。学校教育課において割愛教員が中心になり、教科書等を用いて、10分から15分ぐらいの番組を作成し、活用していきたいと考えています。

下にも書いていますが、あいコムこうかと未契約の家庭やIT環境未整備の家庭については現在、調査結果を踏まえ対応を検討したいと思っております。現在、業者と協議をしていますが、タブレットやルータを発注しても納期は予測出来ない状況です。

それと、2番目、学校再開の再検討についてです。児童生徒の学習保障のため、今回の休業期間については、期間内であっても、今後国や県の動向、近隣市町の対応状況も踏まえ、学校の再開については改めて検討したいと思います。

3番目、小学校の児童預かりについては、3月末では159名、4月に入って205名で、相当学校には負担がかかっております。そうしたことも踏まえて、ある一定制限をかけるべきではないかという現場の意見もございました。特に、保育園を卒園してすぐの小学1年生が、夕方まで学校で過ごすことにより、子ども側にも相当なストレスになるという意見もございます。それでも、預けたいという保護者さんもおられます。学校側からそのような実態を保護者の方に説明しながら、一律に制限をかけるのではなく、保護者の皆さんに丁寧な説明をし、預かりについてはご遠慮いただけないか、理解を求めていると考えております。子どもがストレスを感じているので、そうした部

分に配慮することが必要ではないかと思っております。現時点では、同じような基準でご相談に乗っていかうと考えております。

次の4、5ページのところは、保護者への通知文書です。

次のページを見ていただきますと、市公共施設の休館等の延長についてですが、当初は、体育施設や図書館、公共施設等も含め、5月6日まで、休館でございましたが、5月31日まで休館することに決定いたしました。

次のページになりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる職員の勤務体制についてです。冒頭山本次長が申し上げましたが、現在、2班編成の交代勤務により接触機会を回避する体制をとっており、ゴールデンウィークも交互に出勤いたします。職員が交互に出てきていますので、本日もこのような体制になっております。これは、5月7日以降の第二段階の表になります。

結局5月のゴールデンウィークの休日の部分を、一日おきにとっており、5月6日まで続きます。5月7日以降は、A班B班の体制は継続した勤務となります。A班の課長のところでサテライト勤務がございました。これは密集を避けるという意味で出勤はしますが、教育委員会は市民ホールと碧水ホールで勤務をします。サテライト勤務ということで、出勤はしますが勤務場所が教育委員会ではない。次の課長補佐は本庁勤務。係長①は在宅勤務ということで、実施要綱については、総務部でまとめている最中でございます。

今現状の市の体制、特に小中学校の状況でございます。

先ほど野口委員がおっしゃっていただきました各学校からのご意見につきましては、学校経営等協議会等からもいただいております。

詳しく説明をいたしますと、4月7日に国が緊急事態宣言を出されたということは、法的措置になります。特別措置法の中で、国が緊急事態宣言を発出した時には、市町村は対策本部を設置しなければならない。法的義務になります。ですから、4月7日までは市町村が任意に対策本部をつくっていたのですが、7日以降は法律に基づく対策本部に変わりました。その中の第36条の中に、市町村対策本部長は、



当該市町村教育委員会に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置をするために、いろいろな要請をすることが出来ます。法的根拠に基づいた要請です。例えば、いろいろな産業に休業要請をされていますがそれと同じようなことを市長が、教育委員会に対し要請することが出来ることになりましたので、学校現場の意見を聞いた上でということも当然必要ですが、市としては一本筋をつけた上で、一つの方針を対策本部で決定をして、それに準じた形で各学校現場において工夫をしていただいております。校長先生からはいろいろなご意見をいただいておりますが、市としてはどういう対応をとっていくのかは対策本部会議で決定をし、校長先生には教育現場で頑張っていただきたいをお願いをしている状況です。学校はそれぞれよくしていただいておりますので、今後も理解と協力を得ながら対応していきたいと思っております。以上です。

教育長           ただ今、(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について説明を受けましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

藤田委員           お願いがあります。現在、放課後デイサービスを行っておりまして、利用する子どもさんも12時から18時までの間、約7、8人います。中には地域の子どもさんもおられます。子どもさんが先生や学校について楽しそうに話してくれることを聞いていますと、先生とのつながりを感じます。先生方が子どもさんに対して丁寧に対応されていると思いますが、お疲れにならないようお願いしたいと思えます。民生委員をさせていただいております、このような状況の中では虐待ということがなきにしもあらずと聞いております。ただ私たち民生委員も個別には訪問出来ませんし、担任の先生方には、子どもとのつながりのアンテナとして、ご無理のないようにしていただきたいと思えます。中には給食で成長期の栄養を取っている子どもさんもおられるかも知れませんが、子どもの様子も見ていただきたいと思えます。先生方が頑張ってくださいに、有難く思っております。

教育部長           各学校の先生方は、本当によくしてくださっています。細かな時間割、学習計画書を作ってくださいに、学校もごさいます。それぞれ

臨機応変に対応してくださっています。ただ、家庭訪問については大変難しいようです。不審者対応から子どもさんに来客があっても出ないように指導している家庭もあるため、すべての家庭に訪問は出来ません。電話確認をすることが大事ではないかと、学校からもご意見をいただいています。

教育長職務代理者 学校の先生方がしてくださっていること、細かな時間割等を決め、子どもに理想的な指導、アドバイスを行ってくださっていることに有難いと思います。

しかし実際のところ、学校において規則正しい時間割で過ごしていても、授業中居眠りをする子どももいます。家庭において親、先生の眼もない所で、時間割通り出来ているかといえば大変難しいのが実状だと思います。少しでもゲームから離す、眠っている子どもを起こすために、オンラインを使用していただければ良いのではないかと思います。法的措置において市に権限があると聞いていますが、ICT推進事業計画があるのでしたら、是非、教育委員会からも推し進めていただきたいと思います。動画内容を拝見したところ、内容によっては大変魅力的で子どもの心を掴むような口調で語りかける先生もおられました。市統一のもので子どもたちの関心を引く動画作成をしていただける体制づくりをお願いしたいと思います。塾ではオンライン学習を始めているところもあります。しかし塾に行けず学校の授業だけで受験をする中学生3年生は困っていると思います。塾に行けない子どもが、オンラインを通して質問を出来るような市統一の体制づくりをお願いしたいと思います。中学生のスマホ所持率が高いため、これまでの教育委員会では問題視されてきましたが、これからは活かす方向で考えていただきたいと思います。持っていない子どもには学校のタブレットを貸し出す等、時代に沿った良い環境を作っていただきたいと思います。

教育部長 学校教育課で子どもが興味を持つような動画を考えてくれているので頭が下がる思いです。もう一つはスマホで双方向のアプリがあります。誰が授業を受けているかを確認出来るアプリです。そういった方

法がない訳ではないのですが、全て揃えることは大変難しいため、まずはW i - F i 環境だけでも整えられないかと考えております。タブレットについては各学校に何台かはありますので、スマホのない子どもに貸し出せるかを含めて調査をしております。

教育長職務代理者 アプリについては、安全か確認し、スピード感を持って進めていただきたいです。

教育部長 双方向の通信が可能なアプリもありますが、かなりの費用がかかります。やらないということではありませんが、市内において通信環境を整えるとなると5, 0 0 0万円以上しますので、勘案しながら進めてまいります。

山脇委員 子どもたちの野外活動教室をしていますが、私たちも緊急事態宣言を受けて休業をしています。スタッフが2分間ぐらいの運動教育動画をY o u t u b eで毎日配信しております。Y o u t u b eなので一方通行ですが、少しでも元気を出して欲しいと思っております。双方向のオンラインはなかなか難しいです。私たちは会社でもオンラインをよく利用して顧客や業者とやり取りを行っていますが便利です。環境が整っていないと不可能ですし、予算等の問題もあると思いますが、スマホ等の既存の物を利用して子どもたちに発信し続けられたら良いと思います。

気になっていることは、子どもたちの健康管理です。先生方も子どもたちの健康チェックをして欲しいと思います。今回この機会に、オンライン、インターネット関連で、会えないけれども皆さんに情報を伝えることを試すには、良い機会だと思います。市対応では大変ですが、県、文部科学省の施策を活用する等、スピード感を持って出来るようにしてもらえたらと思います。

教育部長 各学校でも県や文部科学省がやっていることを、ホームページの中でもしてもらっていますが、各家庭にそれがあかというネックになります。野口委員がおっしゃった翻訳についても、通知文はすぐに翻訳して各家庭に渡しております。ただ、学習については課題であると思っております。

野口委員

では4点、よろしいでしょうか。

1つは、本部は市長に権限があるということはよくわかりました。教育委員会からの情報で現状を把握出来、私たちの行動範囲を広げていただけるので有難いと思います。既に解決いたしました、一番気になっていたことは、甲賀市だけが始業式が出来なかったことです。それは法律ありきで子どもたちを守る動きであることをうれしく思いました。

2つ目は、命を守るということが、子どもを見ている保護者の思いの中に浸透しているか、気になります。保護者は切実な諸問題に直面していますが、一番大切にして欲しい、子どもたちの命を今守るために保護者として何を見つめたら良いのか、何かがずれているような気がします。今自分を守らなければ、子どもを守らなければ、命に係わるという意識を保護者に持って欲しいと思います。意識啓発は対策本部から流れているでしょうけれども、終始、学校からも教育委員会からも伝えて欲しいと思います。

3つ目、「ピンチをチャンスに」「地域の力をしっかり活かすことが教育」と思っております。アクティブラーニング、プログラミング、英語教育の3つが始まりました。今皆さん、家でいろいろな情報を集めています。例えば、具体的に国によって異なるコロナウイルス対策やメディアの取り上げ方など、いろいろなことについて多面的に調べることは大きな子どもなら出来ますから、情報収集が可能です。それを皆で集めることが本当のアクティブラーニングかと思っております。「ピンチをチャンスに」変える方法かと思っております。もう一つ、外国籍の子どもたちのことをいつも心に置いてくださって有難いと思っております。しかし、悲しいかな誰に出会っても不安を感じています。信楽小中学校の母語支援の先生が日本語だけに特化した教材を作り、自主的に支援してくださっています。国際交流協会では「ヒラソール」という団体によって、スマホを使って教える、日本語を使って話せる場を作り心のケアをする、このことを2本立てでやっています。家庭訪問は必要ですが、地域によって保護者の在宅、不在に格差があるかと思いま

す。学校での預かりと連携し情報共有すれば、自宅学習の進捗等も把握出来ますから、担任の家庭訪問を軽減出来ると思います。保護者の協力と意識改革が必要ですが、担任と生徒が会うために、三密を避け、条件付きで人数制限、時間制限し、サイクルを作れば可能ではと考えました。現場の先生方の教育力も上げ、改革することが出来ると思います。塾に通う子どもとの格差がありますが、教育の場に格差はあってはならないと思っています。

学校教育課参事 今お聞きした方法などいろいろありますので、丁寧な対応をしていきたいと思っています。

教育部長 今、一つ目からということでお答えすることは出来ないのですが、学校側の協力をいただいていることは、大変有難いと思っております。保護者の意識は、学校現場も相当悩んでいただいて、先ほど言いました小学校一年生を8時半から18時まで見ることは、子どものストレスを考えると、これから預けに来てくださる保護者の方に先生が説明をいただくことで、意識改革を進めていきたいと思っています。それとオンラインについては、若干遅れておりますので、今いただいたご意見については参考にさせていただきたいと考えています。それから、外国籍の子どもたちの視点から、国際交流協会の方で携わってくださっていることは大変有難いと思っております。若干検討が必要ですが、かわせみ教室のメンバーが出張することで何か出来ないか指示を出しています。学校での預かりに来ている児童宅へ家庭訪問をする必要はないので、考えていきたいと思っています。最後のことについては、ご意見としてお伺いしておきます。

野口委員 最後に一点だけお願いします。情報提供システムについて、対策本部から出されて、教育委員会に来た時に保護者への対応について、1日の間に一転二転しました。学校規模により違いますが、先生方は確認の電話を2回されます。外国籍の子どもたちへの情報が効果的かは疑問でした。教育委員会が情報を流して下さると、市が独自に抱えている対策本部と国際交流協会に翻訳者がいますので、すぐに行います。学校での外国籍の方の緊急メール登録者は水口中学校の生徒で全体の

半分です。外国籍の方でも長期在住されている方が多いので、やさしい日本語なら理解出来ます。情報を同時に効果的なやり方でスピーディーに繋いでいただくと大変助かります。

教育部長 有難いお話です。市が用意するドリルであっても、日本語でしか書いていませんので、教材を渡すにしても翻訳をしなければなりません。翻訳用の予算をみて、対応していかなければならないと考えておりました。今、野口委員がおっしゃったように、迅速なものが一番良いので、総合政策部と協議をさせていただきます。

教育長 それでは、他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(4)新型コロナウイルス感染症拡大防止対応については報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(5)市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係職員のみで非公開とします。

(非公開)

教育長 続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。

それでは、(1)議案第41号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、資料8を基に説明を求めます。

教育総務課長 議案第41号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、その提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の創設に伴い改正を行うとともに、その他の文言修正を行うものです。

「甲賀市事務専決規程」を「以下「市専決規程」と略しておりましたが、「市専決規程」は以下に記載がないため削ることとします。

また、別表の「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改めることとします。

この改正は、告示の日から施行いたします。

以上、議案第41号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正す

る規程の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（１）議案第４１号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

（１）議案第４１号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（１）議案第４１号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、原案どおり可決いたします。

続きまして、（２）議案第４２号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料９を基に説明を求めます。

教育総務課長

議案第４２号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市幼保・小中学校再編計画は、本市がめざす新しい幼稚園・保育園、小学校・中学校の姿を明らかにし、将来を見通したより良い保育・教育環境の整備について、その指針を示すとともに、今後の再編への取組の基本計画として平成２７年３月に策定いたしました。再編への取組には、保護者や地域住民の考えが反映できる体制づくりが最も大切であることから、基本計画をもとに、将来にわたる保育・教育環境の整備について、保護者や地域住民と協議できる場を設けるため、甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱第１条では、実施計画検討協議会を設置し、新しい園・学校づくりの調整事項について協議することを規定しております。

このたび、令和２年４月１日に水口地域公立保育園（正式名称：甲賀市あいみらい保育園）を開園し、順調な園運営を進めていることか

ら、水口地域公立保育園実施計画検討協議会の協議が整ったことから、甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の「水口地域公立保育園実施計画検討協議会」の名称を削除するものです。

以上、議案第42号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（2）議案第42号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明を受けました。ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　（2）議案第42号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定については、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、（2）議案第42号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、（3）議案第43号甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について、資料10を基に説明を求めます。

教育総務課長 　　議案第43号甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

　　次代を担う子どもたちに、より良い保育・教育環境の提供を目指して甲賀市幼保・小中学校再編計画を策定しました。

　　この計画を基に甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱を定めており、同要綱第3条第2号では、保護者や地域住民と協議出来る場を設けるため、再編検討協議会を設置し、再編計画の諸課題について協議することを規定しております。

　　このたび甲南地域保育園再編検討協議会において協議を終えられたことから、協議会設置要綱を廃止するものです。



以上、議案第43号甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　ただ今は（3）議案第43号甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　（3）議案第43号甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　それでは、（3）議案第43号甲南地域保育園再編検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

　続きまして、（4）議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、資料11に基づき説明を求めます。

教育総務課長 　議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、その提案説明を申し上げます。

　甲賀市学校給食センター運営委員会の委員については、甲賀市学校給食センター条例第5条第3項の規定により、教育委員会が委嘱又は任命することとなっております。このことから、関係PTAの代表者を甲賀市PTA連絡協議会を通じ委員選出をお願いさせていただいているところでございます。

　当該委員の任期は、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの1年間となっております。しかしながら、PTA役員というお立場から、役職を離職されるのが毎年3月31日となっておりますことから、これに伴い本委員につきましても解嘱となりました。

　つきましては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、教育長が臨時代理したため、これを報告し承認を

求めるものです。

以上、議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解囑について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（4）議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解囑について）、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（4）議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解囑について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（4）議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解囑について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（5）議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委囑について）、資料12に基づき説明を求めます。

学校教育課参事 議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委囑について）その提案理由を申し上げます。

甲賀市附属機関設置条例第2条第2項に基づき、甲賀市教育支援委員会委員については教育委員会が委囑することになっております。

同委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申するものです。そのため、専門的知識や学識経験を有する委員への委囑が必要となってまいります。

また、甲賀市教育支援委員会委員は、4月1日から設置する必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第

4条の規定により臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

同職の任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間としています。

以上、議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（5）議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について）、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（5）議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（5）議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（6）議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）、資料13に基づき説明を求めます。

学校教育課参事 議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第11号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）、その提案理由を申し上げます。

学校医は、学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、各小中学校の学校医を教育委員会が委嘱しております。

本件に関しましては、令和2年3月の教育委員会定例会において令和2年度の委嘱についてご決定をいただきましたが、朝宮小学校と多

羅尾小学校の校医として委嘱予定の信楽中央病院の医師2名が4月1日付人事異動があったことに伴い、後任の医師に委嘱するものです。

また、学校医については、4月1日委嘱の必要があり、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理し、同条の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものです。なお、委員の任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間としております。

以上、議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第11号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（6）議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（6）議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（6）議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（7）議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（8）議案第48号臨時代理につき承認をを求めることについて（臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）は関連がございますので、一括で、資料14並びに資料15に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任につい

て)、並びに議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第47号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により委嘱又は任命しております、甲賀市少年センター協議会委員のうち、別紙の委員については、教育委員会が指名する職員の人事異動によるもので、令和2年3月31日付で、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解嘱又は解任をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

議案第48号につきましては、令和2年3月31日付で解嘱又は解任しました委員の選出母体から新たに委員を甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定に基づき、教育委員会が委嘱又は任命するものです。

委嘱又は任命する委員は別紙のとおりです。任期は、令和3年9月30日までの前任者の残任期間であり、委員の活動の必要性から甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による委嘱又は任命をしたことから、これを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)並びに、議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(7)議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)並びに、(8)議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委

嘱又は任命について)、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(7) 議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)並びに、議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、(7) 議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)並びに、議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は、原案どおり承認いたします。

続きまして、(9) 議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について)並びに、(10) 議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について)は関連がございますので、一括して資料16並びに資料17に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について)並びに、議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第49号につきましては、甲賀市附属機関設置条例第2条第2号の規定により委嘱しております、甲賀市青少年自然体験活動推進委員のうち、別紙の委員については、関係行政機関の職員の退職によるもので、令和2年3月31日付で、甲賀市教育委員会教育長に対する

事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

議案第50号につきましては、令和2年3月31日付で解嘱しました委員の選出母体から新たに委員を甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものです。

委嘱する委員は別紙のとおりです。任期は、令和2年9月30日までの前任者の残任期間であり、委員の活動の必要性から甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による委嘱をしたことから、これを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について）並びに議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（9）議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について）並びに、（10）議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について）、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（9）議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について）並びに、（10）議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（9）議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨

時代理第 8 号自然体験活動推進委員会委員の解嘱について) 並びに、  
(10) 議案第 50 号臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第 13 号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について) は、原案どおり承認いたします。

次に、(11) 議案第 51 号臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第 14 号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)、資料 18 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第 51 号臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第 14 号) 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市スポーツ推進委員は、甲賀市スポーツ推進委員規則第 2 条に基づき、市教育委員会が委嘱することとなっており、現在 34 名の委員に委嘱しておりますが推進委員活動を広めていくため、令和 2 年 4 月 1 日付で別紙記載の 2 名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第 4 条の規定により臨時代理により委嘱したことから同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

委員の任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

以上、議案第 51 号臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第 14 号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について) の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、(11) 議案第 51 号臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第 14 号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、(11) 議案第 51 号臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第 14 号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)



教育長

(11) 議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第14号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)は、原案どおり承認いたします。

続きまして、(12) 議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)並びに(13) 議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第15号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について)は関連がございますので、一括で、資料19並びに資料20に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)並びに、議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第15号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第52号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2号の規定により委嘱又は任命しております、甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員については、スポーツの推進に関係のある機関として、その他教育委員会が適当と認める団体の代表者の役員改選及び関係教育機関の職員の人事異動によるもので、令和2年3月31日付で、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

議案第53号につきましては、令和2年3月31日付の解嘱又は解任により新たに委員を甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものです。

委嘱する委員は別紙のとおりです。任期は、令和3年11月30日までの前任者の残任期間であり、委員の活動の必要性から甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による委嘱をしたことから、これを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨

時代理第 9 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）並びに、議案第 5 3 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 1 5 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（1 2）議案第 5 2 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 9 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）並びに、議案第 5 3 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 1 5 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について）、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（1 2）議案第 5 2 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 9 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（1 3）議案第 5 3 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 1 5 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（1 2）議案第 5 2 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 9 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（1 3）議案第 5 3 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 1 5 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（1 4）議案第 5 4 号令和 2 年第 2 回甲賀市議会臨時会（5 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料 2 1 に基づき説明を求めます。

教育部長

議案第 5 4 号令和 2 年第 2 回甲賀市議会臨時会（5 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料 2 1 に基づき、その提案理由を申し上げます。

本議案は、5 月 1 日に開会される令和 2 年第 2 回甲賀市臨時会に提

出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

当該議会に提案を予定しております、教育に関する事務に係る議案は令和2年度甲賀市一般会計補正予算（第1号）であります。

資料21の3枚目、議案第54号別紙をご覧ください。

歳入合計3,314万3千円、歳出合計8,530万7千円を計上しており、歳出予算に対して不足する歳入予算は別途、財政調整基金で手当てすることとしております。

まず、歳入予算についてであります。教育費国庫補助金の小学校費国庫補助金として2,178万7千円、中学校費国庫補助金として1,135万6千円を、それぞれ学校保健特別対策事業費補助金として計上しております。これは学校における感染症対策に要する経費の財源として見込んだものであります。

次に歳出予算であります。小学校費の小学校管理費4,357万5千円及び中学校費の中学校管理費2,271万4千円は、学校再開に向けた感染症対策として、布製マスク、消毒液、非接触型体温計の購入経費であります。布製マスクについては児童生徒一人に対し6月以降に毎月1枚配布するもの、消毒液については各学級に配置するもの、非接触型体温計は各学級及び保健室に配置するものとして算定しております。

次に小学校費の教育振興費1,145万3千円及び中学校費の教育振興費756万5千円は、休業期間中の児童生徒への学習保障に係る予算であります。その内訳は、教員が家庭訪問等により配布・回収する学力向上ドリルの購入経費、学校が作成したプリントを外国人児童生徒のため翻訳する手数料を計上したほか、教員が作成した学習動画「とびだせ！わくわく学習室」をあいコムこうかを通じて番組放送するための経費並びに新たに学習支援の番組を制作し、インターネットを通じて放送するための経費を計上しております。

以上、議案第54号令和2年第2回甲賀市議会臨時会（5月）提出

議案に係る教育委員会の意見聴取についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（１４）議案第５４号令和２年第２回甲賀市議会臨時会（５月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、（１４）議案第５４号令和２年第２回甲賀市議会臨時会（５月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　（１４）議案第５４号令和２年第２回甲賀市議会臨時会（５月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取については、原案どおり可決いたします。

教育長 　　それでは、続きまして、その他・連絡事項に移ります。（１）令和２年第７回（５月定例）甲賀市教育委員会について、（２）令和２年第４回甲賀市教育委員会委員協議会については、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 　（１）令和２年第７回（５月定例）甲賀市教育委員会につきましては令和２年５月２７日（水）１４時から開催させていただきます。（２）令和２年第４回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和２年５月２０日（水）１４時から開催をさせていただきます。なお、委員協議会のテーマといたしましては、「夢の学習事業令和元年度実施報告、令和２年度実施計画について」を予定しております。また、新体育館の施設見学につきましては、時期を見てご案内をさせていただきます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、以上をもちまして、令和２年第６回甲賀市教育委員会定

例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午後 4 時 4 5 分〕